

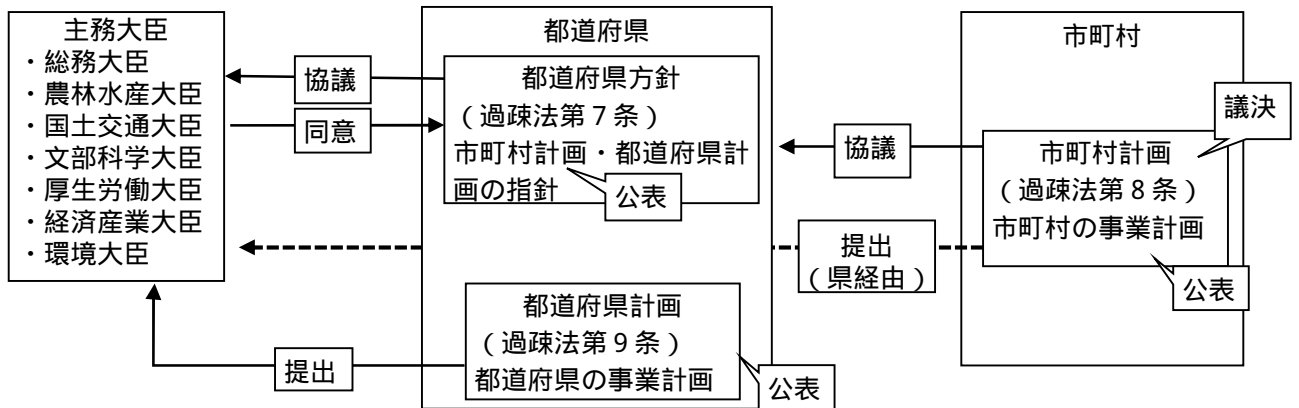
# 過疎地域持続的発展方針について

令和3年4月から新たな過疎対策法として、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、過疎地域における総合的かつ計画的な対策を推進するため、令和3年度から令和7年度までの5カ年間の「過疎地域持続的発展方針」を策定。

## 1. 目的

過疎地域持続的発展方針（以下、「県方針」という。）とは、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下、「過疎法」という。）第7条に基づき、都道府県及び市町村の過疎地域持続的発展計画（以下、「計画」という。）策定の指針とするために定める。

### 過疎法に基づく計画制度の仕組み



## 2. 方針の期間

令和3年度から令和7年度までの5カ年間

## 3. 方針で定める事項（過疎法第7条）

- 一 過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項
  - 二 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項
- 【新】イ 過疎地域における移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項
- 過疎地域における農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
- 【新】ハ 過疎地域における情報化に関する事項
- ニ 過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡する交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項
- ホ 過疎地域における生活環境の整備に関する事項
- ヘ 過疎地域における子育て環境の確保【追加】並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
- ト 過疎地域における医療の確保に関する事項
- チ 過疎地域における教育の振興に関する事項
- リ 過疎地域における集落の整備に関する事項
- 又 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項
- 【新】ル 過疎地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項